

## 第 6 章

# 生 活 環 境

### 1 基本方針

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮することが必要です。そのためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備をすることが求められています。

障害のある人の立場で建築物や道路などを整備することにより、日常的な活動や社会への参加をしやすくする生活環境を確保し、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることが重要です。また、障害のある人が地域で安心して暮らせるためには、障害のある人が自立生活の可能な住宅が整備されている必要があります。このような住宅は福祉のまちづくりを支える地域資源としても重要です。

さらに、地震など万一の災害に備えて、防災体制・支援体制の整備・充実に図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

そして、障害のある人が住みよいまちとは、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちであると言えます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) 住宅、建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
- (2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進
- (3) 安全な交通の確保
- (4) 防災対策の推進

### 2 現状と課題

#### (1) 住宅、建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

市では、平成7年10月に、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通機関の施設について福祉的配慮を求め、整備基準を示した「福祉のまちづくり環境整備指針」を施行し、障害のある人などに配慮したまちづくりを進めています。また、平成9年4月には、市の指針とほぼ同じ内容の「千葉県福祉のまちづくり条例」が施行されました。今後とも、障害のある人が利用しやすいよう障害のある人の意見を聴きながら、「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき、総合的かつ効果的なまちづくりの推進を図る必要があります。

平成18年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用出来る特定建築物の建築の促進

に関する法律」(ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、基準への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されています。今後、対象施設については基準に基づき整備を図る必要があります。

市の施設については、障害のある人が利用しやすい施設への改善が徐々になされてきています。今後も、新設または改修を行う際や、不特定多数の人が利用する公共性の高い民間建築物が新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して、障害のある人に配慮したバリアフリー化の周知徹底と意識・理解の高揚を図る必要があります。また、市で設置する建築物や道路、公園等にユニバーサルデザインを推進し、障害のある人だけでなく、誰もが可能な限り利用しやすいような施設の整備を推進する必要があります。

借上住宅を含む市営住宅における障害のある人向け住宅の多くは、段差を解消し、手すりを付けるなど、障害のある人の生活に配慮したものとなっています。今後も、市営住宅の新規供給については、段差の解消や手すりの設置などを行うことで、障害のある人向けの住宅を確保していく必要があります。

市営住宅の入居では、障害のある人のいる世帯については、一定の要件のもと、収入基準等の入居資格の緩和を行うなど、入居の優遇措置を設けています。今後もこうした配慮を行うことで、障害のある人の住宅の確保に努めます。〔再掲〕

平成19年9月より、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している人に対して、市が協定を結んだ不動産店及び民間保証会社が民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者については家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成しています。今後もこうした制度の活用を図る必要があります。〔再掲〕

疾病や加齢などにより中・高年期に障害が発生する人が多く、誰もが障害を持つ可能性があることから、民間住宅について、必要なときに必要な改善ができる構造であったり、初めから段差を解消したり手すりを付けるなど、バリアフリーに対応した設計にするといった視点が大切です。市では、障害のある人などの生活に配慮した民間住宅の整備を促進するため、障害のある人のために住宅を増改築する場合の整備資金の貸し付け及び小規模改修における住宅改造資金の助成を行っています。今後もこうした施策を推進するとともに、増改築に関する相談を行っていく必要があります。

## (2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

公共交通機関については、各事業者に対して施設の新築及び大規模改修を行う際、バリアフリー新法等に基づいた施設となるよう協議調整を行っています。また、鉄道駅のバリアフリー化については、「バリアフリー新法」に基づき、補助金の交付を行っています。今後も各事業者とともに、「バリアフリー新法」に基づいた施設改善や車両の導入を図っていく必要があります。

「船橋市移動円滑化基本構想」で位置づけた重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を効果的かつ円滑に推進し、高齢者や障害のある人等の社会参加や社会活動の促進を図っています。今後も関係機関との連絡調整を図る必要があります。

バスについては、バス事業者と共にノンステップバスの導入拡大に取り組んでいます。今後とも、こうしたバスのバリアフリー化を推進する必要があります。

近年整備が行われた都市計画道路については、幅の広い歩道及び歩車道の分離が確保されていますが、旧基準で施行されている都市計画道路については、まだ解消されていない箇所が多く見受けられます。今後も、車道幅員を見直し、歩道を広く改良するなどあらゆる方向からの検討が必要です。

歩道へのグリーンベルト設置については、旧基準の歩道では歩道幅員が狭く、みどり環境を優先し、グリーンベルトの設置を行うと、障害のある人にとって通行に支障をきたす状況となっています。車いすを使う障害のある人や高齢者などが安心して通行できる空間を整備するための方策が求められています。

歩道と車道との段差、歩道の凹凸、勾配の解消については、横断歩道等の巻込み部には、段差1cmのブロックを開発し、導入を図るとともに、従来のマウントアップ型に替え、フラット型を導入するなど、整備を図っています。今後も障害のある人に配慮した整備が必要です。

公園などについては、園路や広場、ベンチ、トイレ、水飲み・手洗い等、不特定多数の人の利用が考えられる施設について、バリアフリーに配慮した整備に努めています。今後も、公園の新設や既存の公園を増改築する際は、高齢者や障害のある人が利用しやすいように、整備を図る必要があります。

### (3) 安全な交通の確保

交通安全施設については、「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」により、歩行者の青信号時間の延長や、歩行者横断の全方向を一斉に青信号に変更できることによって、高齢者や障害のある人等の安全性の向上に役立っていることから、このような信号機の設置を推進する必要があります。

路上の放置自転車などは、障害のある人の安全な歩行の妨げとなっています。そのため、主要駅に街頭指導員を配置し、放置自転車防止の啓発を行うとともに、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去移送を行っており、今後も、安全で利用しやすい歩行空間の確保に努める必要があります。

歩道上に掲出された屋外広告物等は、歩行者等の通行の妨げとなることから、ほぼ毎日除去作業を行っています。主要駅周辺においては、関係機関、企業と共同で年に数回、違反掲出屋外広告物のパトロール、指導を行っています。但し、除去を行っても直ぐ設置されてしまうことから、今後とも、除去に努めるとともに、設置されないよう啓発に努める必要があります。

視覚障害者誘導用ブロック等の設置や、滑りにくい舗装材を採用するなど積極的に整備を行っています。また、案内標識の導入等により障害のある人に配慮した歩行環境の確保を図っています。今後も一層整備の推進を図る必要があります。

### (4) 防災対策の推進

市では、地震などの災害に対処するため「船橋市地域防災計画」を策定し、自主防災組織づくり、飲料水の確保、食料・資機材の備蓄などを行い、万一来に備えています。今後、障害のある人などの災害時要援護者について、避難誘導體制や情報伝達、福祉避難所の設置、緊急一時入所等、支援策の具体化を図っていく必要があります。

要援護者の支援対策については、平成18年度に「大規模災害応急対策検討委員会」の災害時要援護者対策部会において検討を重ね、要援護者支援プラン等を提案し、平成19年度には、このプランを踏まえ、福祉関係部局との連携を図り、「災害時要援護者対策推進委員会」を設置しました。今後、より一層連携を強化し、要援護者の支援の推進を図る必要があります。

災害時の援護を必要とする人が避難生活を送るために必要な資機材などについて、避難所となる小・中学校の余裕教室や防災倉庫などを利用して、車いすで利用できる仮設トイレなどを計画的に配備しており、今後も障害のある人に配慮した整備を進めていく必要が

あります。

市では、聴覚障害者に対してファクシミリを利用した情報提供事業を実施しています。災害時に正確な情報を提供する手段としても有効であり、今後も推進する必要があります。

独り暮らしの重度身体障害者などには、急病や災害など緊急時に消防局へ通報するための緊急通報装置を貸与し、障害のある人からの通報に消防職員が迅速かつ適切に対応できるようにしています。今後も、このシステムの推進が必要です。

障害福祉施設における利用者の安全確保のため、各施設で避難訓練などが実施されています。今後も、市の障害福祉施設の防災体制の強化を図るとともに、民間の障害福祉施設についても防災体制の充実・強化を呼びかけ、利用者の安全確保を図る必要があります。

防災に関しては、日々の備えなどとともに市民一人一人の意識が重要であることから、防災訓練や起震車による人工地震の体験学習、広報紙などを通じた啓発活動を行っています。今後も、障害のある人に対して、防災に関する知識の普及と防災意識の啓発を図っていくとともに、市や町会・自治会などが行う防災訓練などへの参加を呼びかけていく必要があります。

災害直後の情報収集や救助・避難誘導などの初期活動は、一刻を争うものであり、町会・自治会など地域住民が主となることから、市は、地域の自主防災組織に対し、防災資機材の整備について、補助するとともに指導・育成を行っています。災害時の障害のある人の安全を確保するため、災害時の備えや避難行動等を記述した避難支援のしおりを作成し、地域の自主防災組織と連携して、初期活動における障害のある人など要援護者への地域住民を中心とした支援体制を整備するとともに、地域住民に対して障害の特性など障害のある人への援助に関する知識の普及・啓発を図る必要があります。

地域における災害時の早期救助及び、避難所における障害のある人の避難状況の把握による必要な医療や介護を行うために、消防局、市防災課のほか、医師会や民生委員、町会・自治会などへの要援護者情報の提供が必要です。関係機関等と要援護者情報の共有化を図り、「災害時要援護者台帳」の作成の具体化を図る必要があります。

### 3 施策の方向

#### (1) 住宅、建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

##### 庁内体制の充実

「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づくまちづくりの全庁的な推進に努めます。

##### 建築物の整備

市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮した整備の推進に努めます。

不特定多数の人が利用する公共性の高い民間建築物のバリアフリー化の促進に努めます。

##### 公的住宅の整備

市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保に努めます。

##### 民間住宅の整備の方向付け

障害のある人が入居しやすいよう、民間住宅の整備の促進に努めます。

#### (2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

##### 公共交通機関の利用環境の整備

各事業者とともに公共交通機関の整備について、障害のある人に配慮した整備に努めます。

##### 道路の整備

障害のある人に配慮した道路の整備に努めます。

##### 公園等の整備

障害のある人に配慮した公園等の整備に努めます。

#### (3) 安全な交通の確保

##### 歩行環境の整備

障害のある人が安全で利用しやすい歩行空間の整備・確保に努めます。

#### (4) 防災対策の推進

##### 防災体制の強化

地域防災計画の充実に努めます。

「災害時要援護者対策推進委員会」にて関係部局との連携の強化に努めます。

必要な資機材や福祉避難所など、障害のある人に配慮した整備に努めます。

災害時の情報提供の充実及び緊急通報システムの推進に努めます。

障害福祉施設における防災体制の強化に努めます。

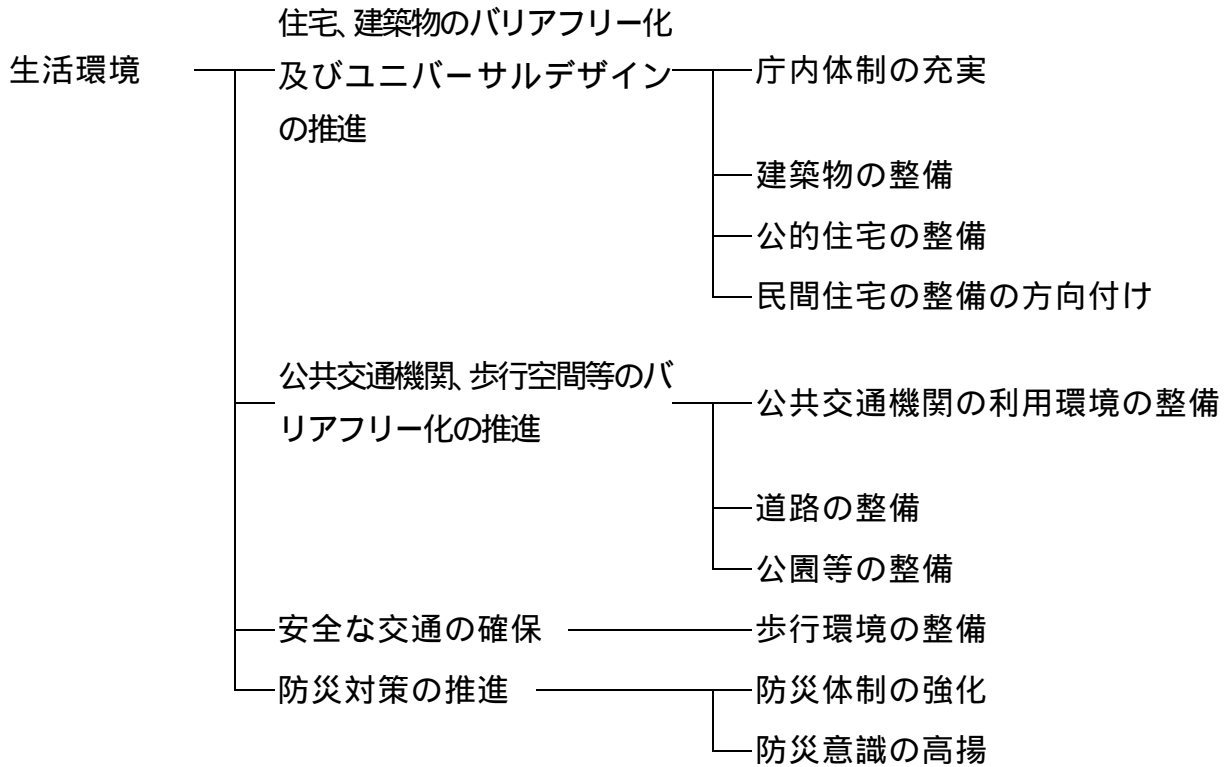
##### 防災意識の高揚

防災意識の普及・啓発に努めます。

地域における防災体制の整備に努めます。

障害のある人や高齢者だけの世帯など、災害時の要援護者情報の活用により、避難や必要な医療行為などの支援体制の整備に努めます。

#### 4 施策の体系



**5 施策の内容**

**(1) 住宅、建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進**

| 施策の方向   | 施策                              | 内容   | 担当課            |
|---------|---------------------------------|--|----------------|
| 庁内体制の充実 | まちづくりの全庁的な推進                    | 「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づく総合的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。   | 障害福祉課          |
| 建築物の整備  | 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進 | 庁舎、図書館、公民館、体育施設など市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮した整備を図る。          | 関係各課           |
|         | 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進    | 不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「千葉県福祉のまちづくり条例」、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」の周知徹底と意識・理解の高揚を図る。 | 障害福祉課<br>建築指導課 |
| 公的住宅の整備 | 市営住宅の確保<br>〔再掲〕                 | 市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図る。   | 住宅政策課          |
|         | 市営住宅への入居の促進<br>〔再掲〕             | 市営住宅への障害のある人の入居について、緩和措置を行い、入居の促進を図る。  | 住宅政策課          |



| 施策の方向        | 施策                        | 内容   | 担当課   |
|--------------|---------------------------|--|-------|
| 民間住宅の整備の方向付け | 住宅整備の促進                   | 住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するための相談体制の整備を図る。  | 住宅政策課 |
|              | 住宅改造の支援                   | <p>身体障害者及び知的障害者に対する住宅整備資金貸付制度の充実を図る。</p> <p>障害のある人に対する住宅改造資金の助成制度の充実を図る。</p> | 障害福祉課 |
|              | 民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進<br>〔再掲〕 | 連帯保証人の確保に苦慮している心身障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅入居支援事業により、入居の促進を図る。                         | 住宅政策課 |

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

| 施策の方向          | 施策                           | 内容  | 担当課          |
|----------------|------------------------------|---|--------------|
| 公共交通機関の利用環境の整備 | 公共交通機関の利用の利便性の確保             | <p>公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づいた施設となるように呼びかける。</p> <p>「バリアフリー新法」にかかる「船橋市移動円滑化基本構想」に基づいて優先順位の高い施設からエレベーター等の設置を各事業者とともに推進する。</p> <p>ノンステップバスの導入をバス事業者とともに促進する。</p> | 総合交通計画課      |
|                | 「バリアフリー新法」に基づく重点整備地区のバリアフリー化 | <p>「船橋市移動円滑化基本構想」で位置づけた重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関と連絡調整を図る。</p>   | 総合交通計画課      |
| 道路の整備          | ゆとりある歩行空間の推進                 | 幅員にゆとりある歩行空間の整備を図る。   | 道路建設課<br>街路課 |
|                | 段差等の解消                       | 歩道の整備について、車道との段差、凹凸、勾配の解消を図る。   | 道路建設課<br>街路課 |

| 施策の<br>方向  | 施 策    | 内 容  | 担 当 課                    |
|------------|--------|--|--------------------------|
| 公園等の<br>整備 | 公園等の整備 | 公園等の出入口、園路、ベンチ、トイレなど、<br>障害のある人に配慮した整備を図る。 | みどり推進<br>課<br>みどり管理<br>課 |

(3) 安全な交通の確保

| 施策の方向   | 施策        | 内容   | 担当課            |
|---------|-----------|--|----------------|
| 歩行環境の整備 | 放置自転車の解消  | 自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努める。                | 交通安全課          |
|         | 不法占有物の除去  | 歩行の妨げとなる不法占有物などの除去及び啓発に努める。  | 都市計画課<br>道路管理課 |
|         | 歩行空間の整備   | 歩行者のための視覚障害者誘導用ブロックの設置、滑りにくい舗装材の採用など、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進を図る。               | 道路建設課<br>街路課   |
|         | 交通安全施設の整備 | 「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」などの信号機・案内標識など、障害のある人に配慮した交通安全施設の導入を近隣地域と連携を図り、警察署に要望していく。 | 交通安全課          |

## (4) 防災対策の推進

| 施策の方向   | 施策                | 内容   | 担当課          |
|---------|-------------------|--|--------------|
| 防災体制の強化 | 地域防災計画の充実         | 避難誘導體制、情報伝達・提供、避難所での生活などに関して、障害のある人など要援護者への配慮に努め、地域防災計画の充実を図る。       | 防災課<br>障害福祉課 |
|         | 関係部局の連携の強化        | 「災害時要援護者対策推進委員会」にて、関係部局の連携を強化する。                                     | 関係各課         |
|         | 資機材などの確保          | 避難生活を送るために必要な資機材などについて、障害のある人に配慮した整備を図る。                             | 防災課          |
|         | 福祉避難所の設置          | 通常の避難所での生活が困難と判断される障害のある人などの要援護者のため、福祉避難所を設置する。                      | 防災課          |
|         | 緊急一時入所の協定締結       | 災害時に介護を必要とする要援護者が、緊急一時入所を行えるよう、福祉施設との協定締結に努める。                       | 防災課<br>障害福祉課 |
|         | ファクシミリネットワーク事業の推進 | 聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供事業を推進する。                          | 障害福祉課        |
|         | 緊急通報システムの推進       | 火災、急病、突発的な事故などに迅速に対応できるよう、障害のある人に対して緊急通報装置を貸与する。                     | 障害福祉課<br>消防局 |
|         | 障害福祉施設における災害対応の充実 | 市の障害福祉施設の防災体制の強化を図るとともに、民間の障害福祉施設についても防災体制の充実・強化を呼びかけ、施設利用者の安全確保を図る。 | 防災課<br>障害福祉課 |

| 施策の方向   | 施策         | 内容   | 担当課                 |
|---------|------------|--|---------------------|
| 防災意識の高揚 | 防災意識の普及・啓発 | <p>障害のある人に対して、防災に関する知識の普及とともに、防災意識の啓発を図る。</p> <p>市や町会・自治会などが行う防災訓練などへの、障害のある人の参加を呼びかける。</p>  | 防災課<br>障害福祉課        |
|         | 地域防災体制の整備  | <p>地域住民による自主防災組織と連携して、災害直後の救助・避難などの初期活動における、障害のある人など要援護者への地域住民を中心とした支援体制の整備を図る。</p> <p>地域住民に対して、障害の特性など障害のある人への援助に関する知識の普及を図る。</p> <p>関係機関共有方式による「災害時要援護者台帳」の作成を目指し、関係機関等と要援護者情報の共有化を図る。</p> | 防災課<br>障害福祉課<br>消防局 |